

政府は、労組との
団体交渉に応じよ！

塚原局長は、地整職員を代表して
政府に退職金改悪反対の声を伝えよ

『給付水準の見直し』を報告

人事院調査で公務が78.1万円上回る



退職金の企業間格差 企業規模比較で倍以上

人事院の調査では、企業規模五〇人以上の民間企業から無作為に抽出した七三五社の調査結果とされています。一方、官民比較では「同職種の者について退

四月一九日に人事院は、政府に対して、「民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果並びに国家公務員の退職給付に係る本院の見解について」を報告しました。昨年八月の政府からの要請に応え調査したもので、調査結果は公務が七八・一万円上回ることから給付水準の見直しが適切という内容となっています（裏面概要参照）。

職事由及び勤続年数を合わせて比較」となっており、この課程でどの様な内部処理が行われたのかは不明ですが、公務職場の指揮命令、異動等の状況から判断すれば、五〇人程度の企業と「同職種」として比較するのは問題があります。人事院の調査結果を見ても一〇〇〇人規模の企業と一〇〇人以上の企業では退職金は倍以上の格差（参考資料「民間における退職一時金・企業年金の支給状況の概要」より比較、右下表参照）があり、民間水準の妥当性が問われます。

民間における退職給付額の概要

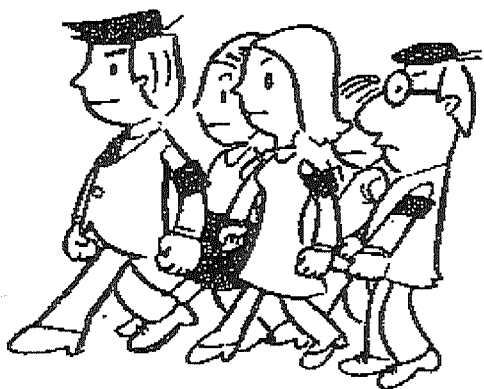
企業規模	①1,000人以上		②500~1,000人		③100~500人		④50~100人	
	退職者数(人)	給付額(千円)	退職者数(人)	給付額(千円)	退職者数(人)	給付額(千円)	退職者数(人)	給付額(千円)
20年	82	9,338	47	7,335	277	6,090	63	4,846
21年	84	10,356	70	9,218	279	6,881	57	5,205
22年	146	11,890	100	9,480	387	6,898	70	5,071
23年	248	13,109	157	9,048	497	6,843	122	5,648
24年	475	14,088	124	10,066	740	6,868	105	7,298
25年	469	14,611	226	10,544	529	8,254	210	8,016
26年	457	15,255	138	11,005	601	10,241	106	8,631
27年	382	15,829	139	10,427	880	10,757	63	7,618
28年	264	17,335	77	10,447	390	10,886	38	8,706
29年	210	17,702	82	13,639	377	9,808	73	7,429
30年	388	17,724	138	14,815	451	11,138	81	8,082
31年	321	19,141	157	15,897	386	11,148	64	6,993
32年	383	22,585	163	16,132	420	12,771	55	9,022
33年	547	26,528	181	17,814	477	12,438	91	9,991
34年	1,464	27,579	322	19,781	492	13,707	122	11,120
35年	2,593	29,526	638	21,350	1,154	14,064	152	14,484
36年	4,231	30,990	1,111	21,770	1,622	15,224	217	17,338
37年	5,318	31,072	1,324	21,958	2,326	16,150	466	18,116
38年	2,254	30,595	785	21,578	1,962	16,604	230	18,553
39年	661	27,441	156	20,746	444	17,106	81	17,597
40年	855	26,153	258	19,192	379	16,981	52	16,466
41年	12,450	26,003	1,390	19,753	2,475	17,881	241	15,994
42年	5,701	25,904	1,288	20,042	1,996	18,171	287	17,622
43年	166	25,589	33	20,896	69	19,348	-	-
44年	34	27,613	71	25,664	56	25,363	14	4,061
45~	65	44,680	40	25,776	99	20,816	-	-
加重平均		26,832		19,258		14,191		13,121

参考資料「民間における退職一時金・企業年金の支給状況の概要」より作成

制度官庁が決めること

国公労連の四月一日の給与局長交渉では、次の様なやりとりがありました。が、代償機関としての人事院の立場に立つことはなく、退職手当が勤務条件性を認めつつも、「調査結果に基づく見直しは重要」の姿勢を示し、一義的には制度官庁(内閣人事局)が制度化すべきとして責任放棄の姿勢に終始しました。

② 国家公務員の退職手当の性格は最高裁判例で「賃金」とされており、重要な労働条件である。労働基本権の代償機関として国公労連と協議すべき。一方



5年ぶりの見直しを正当化

民間の退職金及び企業年金の調査結果並びに
国家公務員の退職給付に係る本院の見解の概要
平成29年4月 人事院

1. 経緯

平成28年8月、国家公務員の退職給付制度を所管している内閣総理大臣及び財務大臣から人事院総裁に対し、民間における退職金及び企業年金の実態調査の実施と見解について要請

これを受けて、職員の給与等を担当する専門機関として、民間企業の退職給付の調査及び退職給付水準の官民比較を実施

2. 民間調査の概要

(1) 調査方法

企業規模50人以上の民間企業41,963社から層化無作為抽出法によって抽出した7,355社に対し以下を調査。4,493社を集計

- ・ 退職給付（退職一時金及び企業年金）制度の有無、その内容
- ・ 平成27年度中に退職した勤続20年以上の事務・技術関係職種^①の常勤従業員の退職給付額

(2) 退職給付制度の概要（退職給付制度がある企業：92.6%）

① 退職一時金制度について

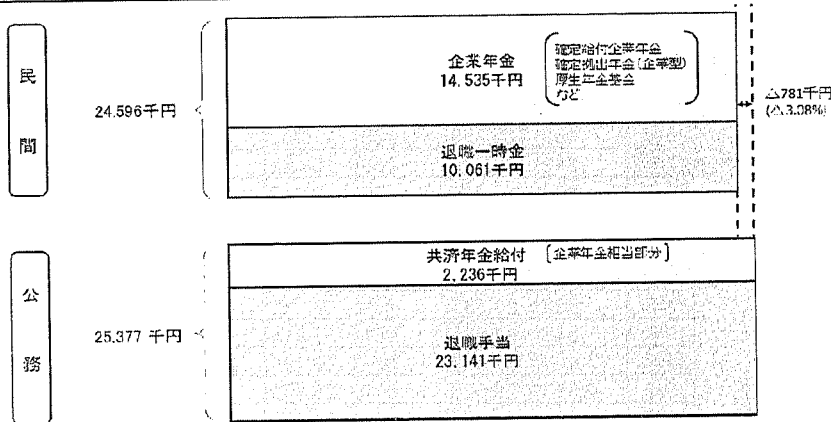
- ・ 退職一時金制度がある企業：88.0%
- ・ そのうち、社内準備による退職一時金が80.7%、その主な算定方式は、退職時の基本給の全部又は一部に勤続年数別支給率を乗じる方式が44.6%、ポイント制が25.7%

② 企業年金制度について

- ・ 企業年金制度がある企業：51.7%
- ・ 企業年金の種類（複数回答）：確定給付企業年金 53.4%、確定拠出年金（企業型）（企業型）37.7%、厚生年金基金 19.4%
- ・ 従業員の選択により一時金として受給可能なものは69.7%

3. 退職給付水準の官民比較結果及び国家公務員の退職給付に係る見解

- 退職一時金と企業年金（使用者拠出分）を合わせた退職給付額での官民比較
民間 24,596千円 公務 25,377千円
(781千円(3.08%) 公務が上回る)
<同職種の者について、退職事由及び勤続年数を合わせて比較>
- 官民均衡の観点から、上記の比較結果に基づき、退職給付水準について見直しを行うことが適切



- ・ 勤続20年以上の事務・技術関係職種の常勤従業員（公務は行政職俸給表(一)適用者）で定年又は会社都合（公務は応募認定）で退職した者（大学卒（大学院修了を含む）及び高校卒）を対象
- ・ 退職事由別（定年・会社都合（公務は応募認定））、勤続年数別のラスパイレース比較（民間の一人当たり平均の退職給付額を算出する上で、退職事由別、勤続年数別の公務の人員数ウェイトを使用）
- ・ 官民それぞれの使用者拠出による退職給付額を比較
- ・ 官民とも年金分については、退職時点に一時金として支給するとした場合の現価に換算

- ③ 退職手当は生涯設計に大きく影響を与える。安定的な制度とするなど水準決定のルールを国公労連と協議し整備すべき。
- ④ 人事院が行った定年延長にかかる申し出を踏まえた制度の具体化とあわせ検討すべきと政府に指摘すべき。
- ⑤ 前回の見直しで、地方的な見直しは行うべきではない。

で働く職員に大きな影響があった。地方の職員に配慮すべき。

独立第三者機関が不誠実な回答に終始

《人事院回答》

- ① 政府からの要請を受けて調査を行った。
- ② 退職手当が勤務条件性を有しているという点は、その様に受け止めてい

る。民間に合わせるべきところは合わせるべき。調査結果をどの様に反映するかは制度官庁の判断。

- ③ 制度が「極めて不合理」ということであれば「意見の申し出」などが当然あるが、基本的には制度官庁の判断。
- ④ 実態を踏まえ生じた問題があれば別だが、現段階で問題はない。
- ⑤ 五年で見直しは閣議

決定事項。要請を踏まえた対応を行っている。

